# 新婚生活のスタートは高梁市で!

# ○ハッピーウエディング奨励金(拡充)

新婚世帯の市内定住及び地域経済の発展を図るため、市内で結婚式又は披露宴を行う新郎新婦に 奨励金を交付しています。

## 【対象要件】

- 以下の全ての要件を満たす人が対象となります。
- (1) 高梁市内で結婚式又は披露宴を行う人で、結婚後高梁市内に住所を有すること。
- (2)結婚式・披露宴(どちらか一方の開催でも可)に要する費用で、市内業者に支払った金額が20万円を超えること。

### 【奨励金の額】

対象経費の2分の1以内で20万円を限度

■問い合わせ・申し込み 産業振興課観光振興係 ☎②10229



新婚世帯の市内定住及び民間賃貸住宅の活用促進を図るため、市内の民間住宅に入居する新婚世帯に対して家賃の一部を助成する制度を創設しました。

#### 【対象要件】

- 以下の全ての要件を満たす人が対象となります。
- (1)交付申請日において婚姻の日から1年以内で、かつ、夫婦のいずれか一方の年齢が40歳以下の世帯。
- (2) 平成25年4月1日以降に市内の民間賃貸住宅に賃貸借契約し、世帯全員が当該賃貸住宅に住民登録を有し、現に居住していること。
- (3)家賃が月額3万円以上であること。
- (4)生活保護や他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 市税、家賃等を滞納していないこと。

### 【対象とならない住宅】

- (1) 市営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅
- (2)社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- (3) 申請者以外の者が賃貸借契約を締結した住宅
- (4) 3 親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅

### 【助成金の額及び助成の期間】

月額1万円を交付決定の月から最大24カ月間助成

■問い合わせ・申し込み 定住対策課定住推進係 ☎②10282



市は、空き家・空き農地情報バン制度を設け、市内に増加する空き制度を設け、市内に増加する空き高梁市での出き暮らし等に関心を高梁市での田舎暮らし等に関心を高梁市での田舎暮らし等に関心を高梁市での田舎暮らし等に関心をます。
現在までに登録いただいた空きます。
現在までに登録いただいた空きます。
現在までに登録いただいた空きます。
現在、空き家の問い合わせが増加き家に移住されています。
は8家族が、の制度を活用して市外から市内ののき家に移住されています。
は7ので、情報提供できる空き家があって、情報提供できる空き家があられている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信としている状況です。貸したい・信とは、大きに関心を表しています。



# こさい。 情報提供にご協力の内に空き家をお持ちの

# 「住んでよかった、



# 住み続けたい高梁」を目指して

人口の減少により、コミュニティの存続が懸念されています。 地域の活力を引き出し、誰もが住みたくなるような地域を目指して、 さまざまな取り組みを行っています。



# 市内での新生活を応援します!

# ○定住促進住宅新築助成金(拡充)

本市への定住を促進するため、市内において住宅を新築する人に対して助成金を交付しています。平成25年度では、市外から市内に通勤している人に、市内定住を呼びかけていくための制度拡充を行いました。

# 【対象者要件】

市内に新築しようとする人で、次のいずれかに該当する人

- (1) 本市に定住の意思をもって移住しようとする人
- (2) 本市に住民登録を有し未成年の子を養育する人
- (3) 本市に住民登録を有し助成金の交付申請日において満40歳以下の人(ただし、市税等を完納していること)

# 【対象事業及び助成額等】

	助成区分	対象事業	補助率	交付限度額 ( ) 内は市外居住市内在勤者の場合
	用地取得	住宅用地を新たに取得し、取得 後3年以内に新築する場合	用地取得費用の 10分の1以内	60万円
	住宅新築	5年以上暮らす住宅の新築について、市内に事業所を有する建築業者が施工する場合で、助成金交付決定の年度から翌年度以内に工事が完成する場合	新築費用の 10分の1以内	三世代住宅を新築し三世代世帯で居住する場合 100万円 (125万円)
				未成年者を養育する場合 75万円 (100万円)
				その他 50万円 <mark>(75万円)</mark>

- 注)市外居住市内在勤者とは、市外に住民登録を有し市内の企業等に1年以上勤務している人。 事業着手前の申請が必要となります。
- ■問い合わせ・申し込み 定住対策課定住推進係 ☎②10282

広報 たかはし 5月号 vol.104